

令和8年8月千葉豪雨により被災された皆様へ

～住宅の応急修理のご案内～

今回の豪雨により住宅に被害を受けられた皆さまに、
生活再建に必要な住宅の修理を行う事業を実施します。

■ 窓口 館山市役所 建築施設課 計画管理係 （館山市役所 3号館 2階）

電話番号 0470-22-3751 平日 9:00～16:30

■ 1. 対象になる方・・・原則として、次のいずれにも該当する方。

- (1) 令和8年8月千葉豪雨による被災時において、その住宅に居住していた方
- (2) り災証明により、住宅が大規模半壊ならびに、中規模半壊、半壊、準半壊と認定された方
- (3) 中規模半壊、半壊、準半壊においては、自らの資力をもってしては住宅を修理することができない方

■ 2. 対象となる修理・・・日常生活に必要欠くことのできない部分の修理。

例：屋根の修理、傾いた柱の家起し、破損した柱張等の構造部材の取替

床の補修、外壁の補修、基礎の補修、戸・窓の補修

給排気設備の取替、上下水道配管の水漏れ部分の補修

電気・ガス・電話等の配管、配線の補修、便器・浴槽等の衛生設備取替 等

■ 3. 市が負担する費用・・・半壊以上 1世帯あたり上限 757,000 円

準半壊 1世帯あたり上限 367,000 円

※ 応急修理の対象とならない修理や上限額を超える修理費については、修理を依頼した方が負担することになります。

■ 4. その他留意点等・・・

- * 住宅の損壊の度合いは、り災証明書により判断します。り災証明のための発行については税務課にお問い合わせください。
- * 本制度では、修理業者についてご自身以外であれば、特段の制約はありません。業として修理を行える修理業者であれば、遠方の修理業者や知り合いの大工さんなど、地域や企業規模などは問いません。

■ 5. 手続きの流れ・・・

- ① 市の相談窓口にて、制度の説明・応急修理の申込を行ってください。申込が受け付けられると、修理業者へ渡す修理見積書が交付されます。
- ② 応急修理の修理業者への依頼は、申込者ご自身で行っていただくことになります。
なお、修理を依頼する修理業者に心当たりがない場合には、相談窓口にて修理業者リスト等を提示しますので、それらを参考に依頼する修理業者をご検討ください。
- ③ 修理を依頼する修理業者が決まりましたら、申込の際に交付された修理見積書を修理業者へ渡し、修理見積書の作成を依頼してください。
- ④ 修理業者から提出された修理見積書の内容に合意できましたら、修理見積書の確認欄に署名捺印をしたものを修理業者へ返却し、修理業者が必要書類をもって直接市の窓口へ来庁するよう依頼してください。
- ⑤ 市で修理内容の審査が終わり次第、修理業者と契約を結び、修理を依頼します。修理の依頼を受けた修理業者は申請者に市から依頼を受けたことを伝え、工事に着手します。
- ⑥ 修理が完了すると、修理業者から市に対し修理が完了した報告と、市が負担する修理費用の請求がなされます。併せて、申請者が負担する修理費が、修理業者から請求されますので、直接修理業者へお支払いください。

===== 基本的な手続きの流れ（イメージ図） =====

